

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000876号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100043号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月17日の標準賞与額を41万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月17日

請求期間に係る賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び日本年金機構から提出された請求期間に係る同僚の賞与明細データ並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、請求期間に事業主により標準賞与額42万4,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額41万1,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写し、日本年金機構から提出された同僚の賞与明細データ並びに事業主の回答及び陳述により推認できる厚生年金保険料控除額から、41万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 12 月 17 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 11 月 12 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 21 年 12 月 17 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000693号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100015号

第1 結論

平成16年2月から平成27年1月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年2月から平成27年1月まで

平成16年2月に私が離婚をした際に、知人からの助言により国民年金保険料の免除申請を行ったが、請求期間が未納期間となっているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は平成16年2月に離婚をした際に国民年金保険料の免除申請を行ったが、免除申請の手続を行った場所等については覚えていないと陳述している。

また、日本年金機構は、請求者の請求期間に係る免除申請について、資料の確認を行ったが、当該免除申請の事実は確認できなかった旨回答している。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000858号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100042号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年11月10日から平成10年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、負担した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い記録となっているので、調査の上、年金記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

A社は平成12年6月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認をすることができない。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成9年11月10日から平成10年10月1日までの期間は18万円、同年10月1日から同年11月1日までの期間は17万円と記録されているところ、請求者から提出された同社に係る給与明細(以下「給与明細」という。)及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額(以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に記録を見直しすることとなる。

したがって、請求期間については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いところ、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、当該期間の標準報酬月額の見直しは認められない。